参考資料

【二次試験（特別二次試験）の受験要件についてのＱ＆Ａ 】

（平成 29 年度版）

森林施業プランナー協会

＜前提＞

一次試験（または特別一次試験）合格有効期間内で、かつ受験者がプランナー業務を担当した提案型集約化施業完了地が１か所以上あることを要件とする。集約化団地は２名以上の森林所有者（共有林・生産森林組合・会社有林等含む）でかつ５ha 以上の施業面積とする。共有林については１名分と扱うこととする。

なお、受験資格の有無を確認するために、出願時に実際に森林所有者に提出した２名分の森林施業提案書（または見積書）と完了報告書（または精算書）の写しを提出することとする。

＜目次＞

Ⅰ　施業地の地理的条件について
Ｑ１　施業地は隣接していなくてはいけないのか。
Ｑ２　森林経営計画が立てられていないといけないのか。

Ⅱ　施業地の所有条件について
Ｑ３　自社有林を含めた集約化でもよいのか。
Ｑ４　林業公社や、森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）による分収造林地が団地内に含まれていてもよいか。
Ｑ５　公有林や国有林の施業地が団地内に含まれていてもよいか。

Ⅲ　施業内容について
Ｑ６　利用間伐や主伐を行っていなくてはいけないのか。
Ｑ７　団地内の森林所有者すべての森林で施業を行わなくてはいけないのか。
Ｑ８　施業は複数年度にまたがってもよいか。
Ｑ９　施業および木材販売は完了したものの、補助金の額が確定していないことから、森林所有者への精算が終わっていなくても、実績としてみなされるか。
Q10　間伐や路網作設などの施業内容は「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されている内容に沿っていなければいけないのか。
Q11　施業は直営にて実施されていなくてはいけないのか。
Q12　プランナーが行うべき業務全てを受験者自身が実施していなくてはいけないのか。事業体内で分業したり、外注したりしてはいけないのか。

Ⅳ　森林施業提案書について

Q13　実際に森林所有者に提出した２名分の森林施業提案書の写しを提出することが求められているが、事業体の押印がある森林施業提案書の写しを保管していない場合はどうすればよいか。

Q14　所有者に対しては口頭説明のみで書面を提示していないが、それでもよいか。

Q15　森林施業提案書は、「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されているような詳細なものでなければならないのか。

Q16　提案した内容に森林所有者が合意したことを証明する契約書や発注書の写しを提出する必要はあるか。

Q17　森林施業提案書での事業費の見積もりは、「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されている工程別標準単価方式によるものでなければならないのか。

Q18　団地内の森林所有者を代表する者に対して、一括して施業提案を行っている場合、どうすればよいか。

Ⅴ　完了報告書について

Q19　実際に森林所有者に提出した２名分の完了報告書の写しを提出することが求められているが、事業体の押印がある完了報告書の写しを保管していない場合はどうすればよいか。

Q20　完了報告書は、収支のみが記載されたもので問題ないか。

Q21　施業および木材販売は完了したものの、補助金の額が確定していないことから精算が終わっていないケースの場合、完了報告書はどうすればよいか。

Q22　所有者返却金が多い方が、試験において高く評価されるのか。所有者負担金が発生した場合は実績としてみなされないのか。

Q23　森林所有者に対して、施業完了と収支を口頭で説明しており完了報告書を提示していないが、それでもよいか。

Ⅰ　施業地の地理的条件について

Ｑ１　施業地は隣接していなくてはいけないのか。

Ａ　作業の効率性を考えると隣接していることが基本と考えていますが、同一路線上にある飛び地は集約化として認めます。同一路線とは、機械回送が必要無い同一の林業専用道や森林作業道等を指します。

Ｑ２　森林経営計画が立てられていないといけないのか。

Ａ　いいえ。森林経営計画や、前身となる森林施業計画の樹立の有無は問いません。

Ⅱ　施業地の所有条件について

Ｑ３　自社有林を含めた集約化でもよいのか。

Ａ　はい。自社有林（役職員の所有林含む）も森林所有者１名分とカウントでき、自社有林近くの他者の所有林を一体的に施業したケースも集約化実績と認めます。ただし、自社有林近くの森林の所有者が自社の役職員やその家族の場合は、原則として他者の所有林と見なしません。

Ｑ４　林業公社や、森林総合研究所森林農地整備センター（旧緑資源機構）による分収造林地が団地内に含まれていてもよいか。

Ａ　はい。公社造林地や森林総研造林地をその他の私有林と一体的に整備することは構いません。ただし、原則として公社造林地や森林総研造林地は１名分にカウントしませんので、別の森林所有者２名分の森林を一体的に施業する必要があります。

Ｑ５ 公有林や国有林の施業地が団地内に含まれていてもよいか。

Ａ　はい。公有林または国有林をその他の私有林と一体的に整備することは構いません。ただし、原則として公有林や国有林は森林所有者１名分にカウントしませんので、別の森林所有者２名分の森林を一体的に施業する必要があります。

Ⅲ　施業内容について

Ｑ６　利用間伐や主伐を行っていなくてはいけないのか。

Ａ　いいえ。施業内容は利用間伐や主伐に限らず、保育作業でも可とします。ただし作業道開設のみの場合は実績として認められません。

　なお、木材生産が可能な森林において保育作業のみを行っている場合、試験において評価が下がることがあります。

Ｑ７　団地内の森林所有者すべての森林で施業を行わなくてはいけないのか。

Ａ　いいえ。団地内の森林所有者の中で、今回施業を行わない林分があっても構いません。ただし、最低２名以上の森林所有者かつ５ha 以上の面積の林分での施業実績が必要です。

Ｑ８　施業は複数年度にまたがってもよいか。

Ａ　はい。同一工期内に一体的に施業することが望ましいですが、面積が大きいなどの理由により、翌年度にまたがって施業を行うことは可とします。

Ｑ９　施業および木材販売は完了したものの、補助金の額が確定していないことから、森林所有者への精算が終わっていなくても、実績としてみなされるか。（関連質問Q21）

Ａ　実績として認めます。その場合、今後森林所有者に提出予定の見込み段階の完了報告書を提出してください。ただし、実際に所有者に提出した完了報告書の写しを提出できないことから、試験において評価が下がることがあります。

Q10　間伐や路網作設などの施業内容は「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されている内容に沿っていなければいけないのか。

Ａ　「森林施業プランナーテキスト改訂版」の内容に従っていることが基本ですが、それに外れた内容であっても集約化実績とみなし、受験できます。なお、試験ではその施業内容を選択した理由を合理的に説明できる必要があります。

Q11　施業は直営にて実施されていなくてはいけないのか。

Ａ　いいえ。施業は外注にて実施しても受験できます。森林施業プランナーとして施業内容や進捗状況を把握しているかどうかが評価対象となります。

Q12　プランナーが行うべき業務全てを受験者自身が実施していなくてはいけないのか。事業体内で分業したり、外注したりしてはいけないのか。

Ａ　いいえ。事業体によってはプランナー業務を複数名で分担して実施している場合等もあり、受験者が全て担当している必要はありません。ただし、他者が担当している業務内容を把握していない場合、評価が下がることがあります。
　また、路線設計や選木などプランナーにとって重要な業務を外注業者に一任している場合も、評価が下がることがあります。

Ⅳ　森林施業提案書について

Q13　実際に森林所有者に提出した２名分の森林施業提案書の写しを提出することが求められているが、事業体の押印がある森林施業提案書の写しを保管していない場合はどうすればよいか。

A　森林所有者に提出した森林施業提案書の写しは当然保管しておく必要があり、保管の無い場合は再発行等の措置を講じるべきものと考えます。
　ただし、試験においてはＰＣ上のデータを再度出力したもの等でも可とします。この場合、実際に森林所有者に提出したものかどうか確認できないため、試験において評価が下がることがあります。

Q14　所有者に対しては口頭説明のみで書面を提示していないが、それでもよいか。

A　いいえ。森林施業提案書を提示していない場合は、提案型集約化施業の実績とみなしません。従って受験できません。

Q15　森林施業提案書は、「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されているような詳細なものでなければならないのか。

A　いいえ。これまで多くの事業体において使われている収支(見積もり)のみが記載されたものでも森林施業提案書とみなします。ただし、森林施業提案書の内容も試験において評価対象となります。

Q16　提案した内容に森林所有者が合意したことを証明する契約書や発注書の写しを提出する必要はあるか。

A　いいえ。施業内容について森林所有者と合意したことを証明する契約書や発注書は、当然事業体で保管しておくべきものですが、試験では提出を求めません。ただし、提出された森林施業提案書や完了報告書の内容に疑義がある場合など、必要に応じて追加資料として提出を求め、提出の無い場合には受験を不可とすることがあります。

Q17　森林施業提案書での事業費の見積もりは、「森林施業プランナーテキスト改訂版」で示されている工程別標準単価方式によるものでなければならないのか。

A　いいえ。工程別標準単価方式による見積もりでなくても受験できます。

Q18　団地内の森林所有者を代表する者に対して、一括して施業提案を行っている場合、どうすればよいか。

A　その場合、代表者に提出した森林施業提案書と、その代表者と他の森林所有者との委任関係が分かる書類を提出してください。

V　完了報告書について

Q19　実際に森林所有者に提出した２名分の完了報告書の写しを提出することが求められているが、事業体の押印がある完了報告書の写しを保管していない場合はどうすればよいか。

A　森林所有者に提出した完了報告書の写しは当然保管しておく必要があり、保管の無い場合は再発行等の措置を講じるべきものですが、今回の試験においてはＰＣ上のデータを再度出力したもの等でも可とします。
　ただし、実際に森林所有者に提出したものかどうか確認できないため、試験において評価が下がることがあります。

Q20　完了報告書は、収支のみが記載されたもので問題ないか。

A　はい。事業収支や所有者返却金のみが記載されたものでも完了報告書とみなします。ただし、完了報告書の内容も試験において評価対象となります。

Q21　施業および木材販売は完了したものの、補助金の額が確定していないことから精算が終わっていないケースの場合、完了報告書はどうすればよいか。（関連質問Ｑ９）

A　その場合、今後森林所有者に提出予定の見込み段階の完了報告書を提出してください。ただし、実際に所有者に提出した完了報告書の写しを提出できないことから、試験において評価が下がることがあります。

Q22　所有者返却金が多い方が、試験において高く評価されるのか。所有者負担金が発生した場合は実績としてみなされないのか。

A　いいえ。所有者返却金は施業地の地形条件や立木材積等に左右されるため、その多寡は評価対象としません。また、所有者負担金が発生しても実績とみなします。

ただし、施業提案時の見積もりと著しく異なる精算額の場合、試験において評価が下がることがあります。

Q23　森林所有者に対して、施業完了と収支を口頭で説明しており完了報告書を提示していないが、それでもよいか。

A　いいえ。少なくとも所有者返却金（または負担金）の根拠となる収支明細は森林所有者に提示すべきであり、原則として提出を必須とします。

ただし、所有者返却金および負担金がゼロの場合など、特段の理由がある場合は、完了報告書を提示していなくとも受験を認めることがあります。